

平成30年度 幼稚園保育料月額表について（お知らせ）

幼稚園月額保育料表は、下記のとおりです。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料月額
階層区分	定 義	
第 1	生活保護法による被保護世帯等 (単給世帯を含む)	円 0
第 2	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税非課税世帯	1,000 (0) (0)
第 3	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税均等割額のみ世帯	3,000 (0) (0)
第 4	第1階層を除き、当該年度（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	6,000 (3,000) (0)
第 5		7,600 (3,800) (0)
第 6		8,400 (4,200) (0)
第 7		9,200 (4,600) (0)
第 8		10,000 (5,000) (0)
第 9		10,800 (5,400) (0)
第 10		12,000 (6,000) (0)
第 11		12,600 (6,300) (0)

＜多子軽減の保育料＞：平成28年4月より適用

・第2階層から第5階層の世帯については、支給認定保護者と生計が同一に属する最年長の子どもから順に1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目の子どもを第3子と数え、保育料額を決定する。

＜ひとり親家庭等の保育料＞：平成29年4月より適用

・児童の属する世帯が第2階層から第5階層に認定された場合で、ひとり親世帯及び在宅障害児(者)世帯者は世帯が同一に属する最年長の子どもから順に1人目の子どもを第1子、2人目の子どもを第2子、3人目の子どもを第3子と数え、下記の表を月額保育料とする。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料月額
階層区分	定 義	
第 2-1	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税非課税世帯	0
第 3-1	第1階層を除き、当該年度分（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税均等割額のみ世帯	0
第 4-1	第1階層を除き、当該年度（4月から8月までの間にあっては、前年度分）の市町村民税の所得割額が次の区分に該当する世帯	2,500 (0) (0)
第 5-1		3,000 (0) (0)

- ・保育料月額表の（ ）内の金額は、第6階層から第11階層までの世帯であって、同一世帯において、3歳から小学校3年までの範囲内にある子どもが複数人同時に小学校に在学し、又は保育所、幼稚園、認定こども園等に入所している場合の2人目以降の児童に適用される金額です。
- ・保育料の算出には、住宅借入金(取得)等特別控除、配当控除、外国税額控除等による控除等適用されない控除がありますので、ご留意願います。
- ・同居の祖父母等がいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母等が家計の主宰者とみなされるため、祖父母等の収入により保育料を決定します。
- ・**保育料の決定について!!（毎年9月が保育料の切り替え時期です。）**

平成30年4月分から8月分は、平成29年度の市町村民税の金額により決定し、平成30年9月分から平成31年3月分は、平成30年度の市町村民税の金額により決定します。